

令和6年2月5日

ご担当者 各位

業務報酬基準の説明会開催とパンフレットの配布について

国土交通省住宅局建築指導課

お世話になっております。国土交通省住宅局建築指導課です。

令和6年1月9日に改正されました建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（令和6年国土交通省告示第8号、以下「業務報酬基準」という）について、先日は周知にご協力いただき、ありがとうございます。

本日は業務報酬基準に係る説明会のご案内とパンフレットの配布にご協力賜りたく、ご連絡させていただきました。

1. オンライン説明会の開催について

令和6年3月1日（金）13時より、オンラインにて業務報酬基準に係る説明会を開催いたします。（詳細は添付のとおり）

つきましては、添付の案内について、貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士等にご周知頂きますようお願い申し上げます。

2. パンフレットの送付について

周知にあたり、業務報酬基準について解説したパンフレット（A4用紙6ページ）を作成しております。

貴団体所属の関係する事業者、団体及び建築士等に可能な限り広く配布いただければと存じますので、2月9日（金）までに必要な部数をお知らせください。

以上

「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準」説明会の実施のご案内

令和6年1月9日に改定された「建築士事務所の開設者がその業務に関して請求することのできる報酬の基準（業務報酬基準）」について、説明会を実施します。参加をご希望の方は事前登録をお願いいたします。

■ 説明会について

- 以下の日時にWEB形式により実施します。
 - ・ 3月1日（金）13：00～14：00
- 説明会参加には、以下のURLから事前登録を行う必要があります。事前登録の締切は【2月28日（水）17時】です。

<https://forms.office.com/r/5Kyr4PYpSL>



- 説明会参加用のURLは説明会前日までにご登録いただいたメールアドレスにお送りします。

■ 業務報酬基準の概要

業務報酬基準（令和6年国土交通省告示第8号）とは、建築士法第25条の規定に基づき、建築主と建築士事務所が設計・工事監理等の契約を行う際の業務報酬の算定方法等を示したものです。

詳細については下記のページをご覧ください。

[国土交通省 HP：「設計、工事監理等に係る業務報酬基準について」](#)

■ 説明会に関する問合せ先

国土交通省住宅局建築指導課 TEL：03-5253-8111（内線 39-542）